

平成 27 年度第 1 回（第 8 回）洲本市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 28 年 3 月 1 日（火） 午後 6 時 30 分～7 時 50 分

場 所：洲本市健康福祉館 3 F 会議室

出席委員（12 名）

松山会長、戸江副会長、高田委員、須恵委員、久保委員、豊島委員、三倉委員、稲谷委員、三宅委員、大東委員、赤松委員、藤井委員

欠席委員（1 名）

柳委員

事務局（7 名）

子ども子育て課：郡課長、山家、近本、岩田

学校教育課：赤松課長、増井 社会教育課：津守

- 次 第
1. 開 会
 2. 委嘱状・任命状交付
 3. 洲本市健康福祉部長 あいさつ
 4. 委員自己紹介
 5. 会長及び副会長の選任について
 6. 会長及び副会長 あいさつ
 7. 議事事項
 - (1) 今後の会議運営について
 - (2) 各事業の進捗状況について
 - (3) 子ども・子育て支援事業計画の進行管理について
 8. 報告事項
 - (1) 地域型保育事業者について
 - (2) その他
 9. 閉 会

1. 開会

2. 委嘱状・任命状交付

3. 洲本市健康福祉部長 あいさつ

4. 委員自己紹介

5. 会長及び副会長の選任について

「事務局一任」の声があり、松山委員を会長、戸江委員を副会長に選任。

会長挨拶

松山会長：改めまして、皆さんこんばんは。先ほど会長にご推薦、ご承認をいただきました、洲本市で保育所を運営しております松山と申します。何かと不慣れで皆さま方には色々ご迷惑をおかけするかもしれませんが、なにとぞご協力のほどよろしく願いいたします。昨年度、洲本市で子ども・子育て支援事業計画を皆さま方で一緒に作成させていただきました。平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりまして、この事業計画の中で色々な事業が展開されて、それがちゃんと動いているかということ、この子ども・子育て会議で見直ししながら検討していくということになっております。実際に私たち、事業者は非常に大きく色々な事が変わりました。特にお金の流れは大きく変わり、本当に計画通りにお金が、補助金が入ってくるのだろうかと不安になりました。実際に利用されている皆さま方にとって何がどう変わったのかというのが非常に見えてきにくいところが今の洲本市の計画の中ではあるかとは思いますが、実際に認定こども園が動いている地域におきましては、利用者の方も色々なしくみが変わってるところもあるかとは思いますが、洲本市においては、保育所・幼稚園あまり動きが変わったところはありません。若干手続きが変わったところがあって、そのへんでちょっと変わったなということを感じているかもしれませんが、実際に利用者の方が、子ども・子育て支援事業計画が策定されて洲本市の子育てがどういう風になったのかというのを実際みなさんが経験できるようにこの会議で色々と考えていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

戸江副会長：改めまして、戸江でございます。よろしく願いいたします。初めの第1期といえますか、会長をさせていただいておりましたが、支援事業計画ができて、これが具体的に事業展開されていくということになりまして、洲本市の具体的な状況に明るい松山先生に会長として推進役を担っていただけるということで大変ほっとしております。ぜひともよろしく願いいたします。私これからはできるだけ支援事業計画の展開につきまして、今まであまり言えなかったんですが、言いたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

6. 協議事項

事務局より資料確認

・会議次第

- ・第1回 洲本市子ども・子育て会議 配席図
- ・「子ども・子育て会議委員」名簿
- ・洲本市子ども・子育て会議条例
- ・資料1 洲本市子ども・子育て会議の概要について
- ・資料2 洲本市子ども・子育て支援事業計画 主な事業の実施状況
- ・資料3 洲本市子ども・子育て支援事業計画の各事業の進捗状況表
- ・資料4 特定地域型保育事業者の確認について
- ・資料5 洲本市放課後子ども総合プラン行動計画
- ・追加資料 洲本市子ども・子育て支援事業計画（概要版）
- ・なるほどブック（平成27年10月改訂版）
- ・洲本市子育てハンドブック

事務局より、資料1に基づいて説明。

- ・「2 主な審議事項」は、（1）この会議で策定した「子ども・子育て支援事業計画」の進行管理、（2）特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の設定、（3）その他、子ども・子育て、教育・保育全体の、計画に載っていない部分も含む事項。これらについて審議し、意見を出す重要な役割を担っている。

松山会長：ありがとうございます。先ほどの説明につきまして、皆さま何かご質問はありますでしょうか。

今後子ども・子育て会議の運営につきましては、先ほどの事務局のご説明の内容で、皆さんご理解をよろしいでしょうか。先ほど事務局から説明がございましたが、支援計画を企画・策定いたしました。色んな事業について概要が、色んな数字がでております。それが本当に計画通りの数字で動いていくのか。もし、これが少ないな、多いなという風になったら、この会議で検討をしながら、数字の調整をする、という風な事もあると思います。特に今、洲本市では認定こども園がありませんが、洲本市の民間保育所が何年か先には、認定こども園に移る可能性が非常に高いかと思えます。そうなった場合に、1号認定の利用定員についてこの数字でいいのかというのを子育て会議で検討していただくような形になるかと思えますし、3番目にある洲本市の子ども・子育てについて、皆さま方より色んな形でご意見をいただければ、と思っておりますので、よろしく願いいたします。他にご意見はございませんでしょうか。ご意見がございませんので、今後の会議の運営についてはこれで終了させていただきますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、各事業の進捗状況につきまして事務局よりご説明よろしく願いいたします。

事務局より、資料2（P6～P12）に基づいて説明。

- ・支援事業計画については、各施策など色々な部分で100以上の子育て支援の目標

を定めている。地域子育て支援事業13事業というのが、国が、子育て支援には直結した問題であるし、それを事業展開していくことが重要であるだろうというものが定められている。それについては、量の見込みや確保方策もしっかり数字として決めて計画に反映している。それらについて実施状況を1月末現在で整理したものを説明させていただきます。6ページの1番は13事業ではなく、教育・保育の利用定員にかかるもので、2番以降が13事業になる。11番目と12番目については、事業の目標としては今回掲載していないので、ご了承ください。

・幼児期の教育・保育の実施状況

1号認定、2号認定、3号認定ということで、27年度の計画については、冊子にも載せている数字。実施状況のうち、1号認定については、確認を受けない幼稚園、柳幼稚園の事ですが、その153人を含んで324人が5月1日時点の状況です。計画との差については、16人マイナス。2号認定については、計画では557人の見込みが、実施状況については708人。計画とは大きく乖離し、151人オーバーしている。3号認定については、量の見込みは351人だったが、5月1日現在では291人ということで、60人減っている。トータルで、1号、2号、3号足すと、量の見込みについては1,248人だったが、5月1日時点では、1,323人。今後の方向性にも書いてあるとおり、量の見込みを大きく上回っている結果になっているが、27年度においては待機児童はなく、充足している。保育所・幼稚園に全員入園・入所できている状況なので待機児童は発生していないという形になります。

・時間外保育事業（延長保育事業）

平成27年度については、量の見込みについて142人を計上していたが、今現在、27年度はまだ終わっていないので見込数になるが、1月末現在で100人。内訳は民間が8人、公立保育所が92人、合計100人となっている。今後の方向性にも書いてあるが、1月末の実績は100人で、見込みの142人を下回る結果となっている。多様な就労形態の保護者のニーズに対応するため、今年度から公立保育所は延長保育実施を1か所増やし7か所に、民間保育所は3か所全園で展開されていて、今後も10か所で通常の保育時間を超えた保育の提供ができる体制をとっていきたいと思っている。公立保育所が92人という説明をしたが、11時間開所を超えて、午後6時半以降に利用した人数が92人ということである。

短時間利用、午前8時から午後4時まで8時間保育を認定している人については8時間を超えた部分についても延長保育をしている。公立については181人。これは延べ人数ではなく、181人の子どもさんが利用されているということである。公立の割合になるが、延長保育利用者全体で273名、そのうち、だいたい3割ぐらいが標準時間の延長保育利用、7割ぐらいが短時間の延長保育利用となっている。

・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

27年度については432人の利用を見込んでいたが、1月末現在の実際の登録人数は331人である。これについては、432人を下回っているので、充足しているという形になります。今後の方向性については、保護者のニーズ等を確認したところ、利用したいという声がアンケートであったので、平成28年4月から中川原小学校区で、定員20人で、中川原小学校内の余裕スペースを借りて開所する予定としている。量の見込みについては、定員の弾力的な運用により、定員を超えても受けられるようになっているので確保ができています。面積要件を満たしていない、手狭なところで子どもをたくさんみるわけにはいかないので、面積の基準はふまえた形で定員超過をしながら子どもを預かり、各クラブで充足している状況。

中川原小学校区では大野小学校区に続いて、小学校敷地の中で設置できるようになった。今まで学校でしていた大野の保護者の方からは、学校内でみられるのは本当にありがたい、というお声をいただいているので、さらに学校施設で空きスペースがあれば、教育委員会と連携して、5年以内に高学年まで、6年生まで預かれるように環境づくりを拡充していきたいと思っている。

・子育て短期支援事業（ショートステイ）

これについては、保護者の疾病などの理由によって、しんどい時にお子様を一時的にお預かりして、児童についての支援の強化に努める事業。今年度、去年の4月から取り組んでいる事業で、今のところ、利用状況は0人になっているが、これは利用を促進するものではなく、0ということは洲本市内でしんどいお母さんやお父さんがいなかったという形でご理解いただければ。これについては10人超えてでも案件が発生すれば、全員分の予算を確保して預かる形を進めていきたいと思っている。

8ページ5番、地域子育て支援拠点事業については、量の見込みはニーズ調査の中から4,655人となっているが、確保方策としては、計画の中では0か所で、今年度は実施していない。

市内に設置している児童館や子育て学習センター、五色すこやか子育てセンターで、地域資源を有効に活用して、提供体制に努めている。今後は教育委員会、子育て学習センターを所管する社会教育課で、拠点事業になれるような形で内容の充実に取り組んで、できれば28年度中には整備して、29年度から取り組めたらという話をすすめている。

・一時預かり事業。

27年度については、19,492人の量の見込みで、1月末現在の利用が8,200人。内訳は柳幼稚園が7,500人、公立保育所が由良保育所と鳥飼保育園で300人、民間保育所、洲本保育園と千草保育所の2か所で400人、合計見込み8,200人。これについては、量の見込みの半分以上となっているので、確保方策において充足している状況。来年度は大野保育所が一時預かり事業を始めるということで、市内では公立保育所2か所、民間は全園で一時預かり事業をする。一時預かり事業と

というのは、その園に在籍していない親御さんが利用できる事業なので、事案が発生すれば、預かりが1か所増えるという形で取り組んでいきたい。

・病児・病後児保育事業

27年度の量の見込みは312人で、現在は実施できていない。

島内3市で、今年度は3回ほど実施について検討会を開き協議を重ねている。料金面等で3市の協議は難航している。話は続けているがまだ具体化には至っていない。

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

提供会員と利用者をマッチングさせる事業で、量の見込みは144人、実際は実施できていない。

今後の方向性については、ファミサポについては現在実施できていないが、ニーズについては一時預かり事業、放課後児童クラブ等で確保できていると考えている。公的サービスでは対応が難しいニーズにこたえる、ファミサポは大切な事業と位置付け、事業発足にむけての準備を行って実施を目指したいと考えている。

・利用者支援事業

量の見込み、確保については1か所ですが、実施については現在までできていない。現在、市役所窓口で、職員がワンストップになるように心がけ、連絡調整しながら利用者支援についてはサポートしている。

できれば専属職員を新庁舎ができるころにあわせ、利用者支援専門員を育て、支援事業に取り組んでまいりたいと検討している。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までのお子さんを、大きくは育児の不安解消、虐待防止の観点からも取り組む事業。

量の見込みについては302人で、利用状況は1月末で218人。これについては、保健師、助産師、子ども子育て課の児童相談員によって今のところ全戸訪問できている。その訪問において、不安な家庭、子どもさんについては、要保護児童対策協議会の方にケース検討しながら課題解決に取り組んでいる。

・養育支援訪問事業

これは10ページの赤ちゃん訪問事業によく似た意味合いがある。要保護児童対策協議会で連携強化に努めるうえでの重要な事業になる。ケース会議をふまえて、支援が家の中に入ることが必要な家庭が出てきた場合、訪問員を派遣し、対象家庭を支援する事業となる。量の見込みについては4人だったが、今年度2人、2世帯、養育支援訪問事業を実施している。これについても4人を超えても、重要な事業なので、引き続きヘルパー等を派遣してスキルアップを図っていきたいと考えている。

・妊婦健康診査

計画では381人で、利用状況は310人。以前はいつときの自己負担があったが、回数券制になり、12回まで券を使うことにより持ち出しがないように変更している。現在のところ100%利用できているという報告をいただいている。

27年度が終わっていないので、次の審議事項になると思うが進捗管理の意見をいただくまでの数字の実績が出ていないので、途中計画になるが、こういう形で報告させていただきます。

松山会長：ありがとうございます。各事業の進捗状況について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

三倉委員：まず、27年度ということで、また今からたぶん具体的に数値とか変わってくるかなと思いますし、また5年かけてこの事業がすべて量の見込みを完璧にできるかのかどうかというところもまた変わってくるかなと思うんですけども、その中で量の見込みはあるけども確保方策はないとか、29年度ぐらいに予定しているとか先ほど言われたんですけども、この中で5年以内に一応洲本市さんの方では全部充足しようということは考えなんですか。

事務局：当然考えております。でないと、支援事業計画を立てた意味がございませんので。地域資源とか財源もありますが、達成する方向で計画も作ってますので、早い段階で達成できるように努力してまいります。

三倉委員：ショートステイとか、こういうところはない方がいい、数がね、ない方がいいところもあるんですけども、たとえば、地域とかで支援拠点事業とか、病児・病後児、こういうものは、ほんとに保育所に預けているお母さんが、感染症、インフルエンザとかになった時に仕事を休まなければならない状況なんですね、今。もしこれがあれば、たとえば、同じく働けるというものになってくるので、この会議で言うことでもないかもしれないんですけど、できたら早急に何かしらの対応策を考えていただけたらなと。先ほどの中では料金的に難しいところは重々承知の上なんですけども、たぶん、一番洲本市が、役所さんが動いてもらわんと、逆に民間では確実にできない事業なんです。そこらへんを、できたら、うちからしたら、病児・病後児とかそういったところは、前向きに検討、早急にさせていただきたいなというのが意見です。

松山会長：ありがとうございます。この計画の中で基本的にはすべての事に関しては事業計画を立ててるということなので、いつになるかはわかってる部分もあるかもしれませんが、基本的には実施していこうと洲本市は考えているというご返答で、かまいませんでしょうか。

事務局：はい。

松山会長：特に病児・病後児、今、インフルエンザすごい流行ってます。今年は発生の仕方が爆発的にきてまして、うちも3歳児が21人いて6人しか来てなかったとか、皆インフルエンザにかかって、皆休んでいるという状況なので。まああの、兵庫県の方も病院の併設型の病児・病後児保育っていう風な補助金を出しておりますので、色んなお医者さんが関係あると思いますので、そういうことも含めながら、前向きに、特に病児・病後児に関しては検討していただければ非常にありがたいかなという風には思っております。

個人的な意見になって申し訳ないです。他にご意見ありますでしょうか。

戸江副会長：6ページの最初の実施状況なんですけれども、2号認定が量の見込み557人、児童数が708人で上回っているんですけども、これは2号認定なので保育所ですね。保育所で定員を超えてカバーできているということですか。

事務局：定員は、全体で見たら定員は超えてないんですけども、各々の1園1園毎では定員超過というのがあります。2号認定のお子さんの利用が151人も超えているということで、当初、26年度の分については、見込みが650人、2号認定がいたんですね。広域の利用は30名で、これ見てちょっと150人は数字少し多すぎるなということで実績を見たら、650人と広域利用の30人で680人だったんですね。県の方にも確認しましたら、ここが常態化するのであれば、計画の数字自体も見直していかないと。3号認定は0、1、2歳なので、そこが職員数もいりますし、一番待機児童になりやすい年齢なので、そこについては充足、むしろ60人減ってる。面積要件については保育所については大きく取れてますので、2号が少し増えても、150人増えても職員が確保できているので、全員入所でき、充足しているという形になります。今年度の数字も出て来てるんですが、よく似ているので、計画は来年度に入れば数字自体も見直しをかけたせしてもらったらな、と思っております。常時700人弱ぐらいですね。来年度、28年度は今現在の予定で、2号認定が、広域25人を含めて700人。やっぱり700人前後で動いているので、そこは常態化すると思うので、変えていきたいと思っております。

松山会長：1号は、28年度4月は324人という数字を下回ってますか。

事務局：公立幼稚園については、142人です。柳幼稚園の人数がわからないんですけども、公立幼稚園に関して申し上げますと、27年度はちょっと多くて171人でした。量の見込みで340人と出てますが、見込みで内訳としましては、公立幼稚園で161人を見込んでおりまして、それから比べると、少し少なくなっています。後は、柳幼稚園の

状況をみてみないと。

三倉委員：これ3号認定4月1日現在であれば、たぶん0歳って4月1日に認定もらってなくて途中っていうこともありますよね？

事務局：あります。

三倉委員：となれば、60人マイナスになってますけども、これ291人から増える可能性は3号認定で大いにありますよね。

事務局：そうですね。

三倉委員：年度途中で3号というのは十分あると思うので、そこらへんもすれば、3号認定ももしかしたら、50人ぐらい万が一もし増えとったら、60人いうのも同じ数字ぐらいになってくるのかなあ、と思うんです。それとまた、保育所が増えるのではなくて、共働きがこれだけ多いというのがほんと実情なので、そこらへんを見て、また量の見込みを見直していただきたいなあと思います。

松山会長：はい、実施状況は5月1日現在ですので、特に保育所なんかは途中入所のお子さんがたくさんいますので、おそらく2号3号の認定の数に関しては、特に3号の数はもっと減少してくるのかな、という、この利用児童数に近いような数字になってくるのかなという気がします。それは、実際にきちんとした数を確認してからようわかる話やと思うんですが、そういうことも踏まえて、この利用定数、利用児童数の計画の数字に関しては、特に2号に関しては非常にもう少し見直すべき数字かなという風に、今、思われますので、今後この会議で色々検討していければなという風に思っております。特に、公立幼稚園さんの状況ということも踏まえて色々検討すべき課題はここにあるのかなという風には思います。

他にご意見ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、各事業の進捗状況については、これで終わらせていただきます。

続きまして、子ども・子育て支援事業計画の進行管理について事務局の方にご説明をお願いします。

事務局：13ページ、A3の見開き版です。

これはかいつまんで事業計画の進捗状況を、この資料については2の施策「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」この事業計画の抜粋になります。その次が施策の展開ということでありまして、次が主な事業項目ということで、それぞれ最初申しましたとおり100以上の個別施策ですね、それをずらっと並べて取組み内容ということで計画を冊子に挙げさせてもらってます。それを今年度はまだ途中なの

で、来年度の子ども・子育て会議についてはこの進捗状況を数字も踏まえて、課題等ですね、ここの事業についてはなぜ達成できなかったのか、達成できたからには、次どのような方向性を持っているのかというのを、こういう状況表を使って各事業の実施主体に確認してまとめまして、この会議でご意見をいただくような形の参考様式といたしますか、こういう状況表をご承認いただきたいと。こういう形で取り組み内容とその進捗管理をしていきます、という様式ですので、ご意見いただければと思っております。

松山会長：ありがとうございます。進捗状況の管理につきまして、今、事務局よりご提案をいただきました。こういった様式で検討させてもらいたいというご意見ですが、皆さん、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。若干、中身は訂正がかかるかもしれませんが、こういうような状況表ということで平成27年度の取り組みについてまとめさせていただきます、今後の課題等についてまた記載させていただくという形で、みなさんよろしいでしょうか。

委員：はい

松山会長：ありがとうございます。とりあえず、本日の議題については、3つとも終了いたしました。他に今までのことに対して何か質問等ございますでしょうか。特にございませんか。それでは、続きまして、事務局より報告事項が何点かありますのでご報告の方よろしく願いいたします。

事務局：資料4、特定地域型保育事業者の確認についてということで、ご報告をさせていただきます。まずこちらの資料にあります地域型保育という言葉なんですが、前回の会議から少しお日にちが開いていますので、確認の意味も込めまして、ご説明させていただきます。添付資料「なるほどブック」というのを配付させていただいているかと思っておりますので、これの3ページ、4ページに説明もさせていただきます。子ども・子育て支援法の中で特定教育・保育というものと、特定地域型保育というものがございまして、こちらに載ってるものがその内容になります。みなさん馴染みのあります、黄色の幼稚園、右上の保育所、これに加えて左下、オレンジの認定こども園というところが教育・保育の部分になりまして、私がこれからご説明するのが、右下のピンク色の地域型保育というものになります。その中でも種類として4タイプありまして、家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育という種類が設けられています。この地域型保育につきまして、洲本市内の事業所ではないんですけれども、他市の事業所を確認ということでございました。確認については、資料4に戻っていただきまして、上の丸ふたつ目になるんですけれども、確認というか、子ども・子育て支援法における施設型給付費または地域型保育給付費の支給に係る施設または事業を行う者として市町村長が行うもの。子ども・子育て支援法において、公費を負担して、給付費を支

払う施設として市町村が認めるものというふうにお考えいただきたいと思います。どういふ地域型保育を確認したかと言いますと、一番下の表にあります3事業所になります。こちらにつきましては、種類としましては事業所内保育という形になりまして、事業所がそこで雇用されている従業員さん、主に従業員さんのお子さんを保育する施設として設けられております。この度、3事業所あるうちの一つが一番目の淡路市の、ちびっこランドちどり、そして下二つが南あわじ市にあります、すくすく保育園と翁寿園保育所というものがあまして、洲本市にお住まいの方がこちらの方でお仕事されて、そこのお子さんが、従業員のお子さんとして利用されているということで、給付費の対象になるということで、こちらの方で確認を行ったところでありました。

この確認というのが、通常の幼稚園・保育所・認定こども園であれば、施設がある所在地の市町村が確認を行ってれば、他の市町村が確認をする必要はないんですけども、地域型保育に限っては、米印の一番上にあるんですけども、確認をする市に住んでるお子さんに対してしか効力がないというようなところ、法の規定になっておりますので、洲本市に住むお子さんが利用する場合は、洲本市の確認を下さいという風になっておりますので、こちらの方で確認をしました。米印の二番のところに、利用定員を定めようとするときは、こちら子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないという風に規定をされておるんですけども、今回確認をしたのが他市町の事業所になりますので、従業員枠として利用する場合は洲本市の方で利用定員を設ける必要がないということがありましたので、今回は意見をお伺いするのではなくて、ご報告という形を取らせていただいております。

もし、今後も島内もしくは兵庫県内も含めて、事業所内保育で洲本市のお子さんが利用する場合は、確認の作業があるかと思っておりますので、その時にはまたご報告をさせていただきます。以上になります。

松山会長：ありがとうございます。もうひとつあります。説明の方よろしくお願ひいたします。

事務局：資料15ページ、16ページをご覧ください。洲本市放課後子ども総合プラン行動計画といいまして、今年度1月に採決されたものなんですけれども、こちらについてご説明させていただきます。この行動計画を策定にあたっての経緯についてなんですけれども、平成26年8月に国の方から放課後子ども総合プランというのが出ました。これは厚労省の放課後児童クラブと文科省の放課後子ども教室の両事業をより統合するという形で一体的な運営をすることによって、より子ども達の放課後の受け皿というか、環境を充実させていきたいと思います、という風なものです。で児童クラブの方は全国で30万人を確保できるぐらい拡充する、子ども教室については2万か所設置、つまり全小学校にひとつという、うち1万か所はこのふたつの事業を一体的な運営で進めてくださいという風な、そういったものが言われました。

そのところを受けて、昨年度、洲本市の子ども・子育て支援事業計画の中で、児童クラブの31年度までの量の見込みであったりとか、子ども教室との一体的な運営等

掲げられたわけなんですけれども、この子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、教育委員会と健康福祉部の方が昨年度より協議を進めておりまして、より一体型の運営、そして子ども教室の開設についての具体的な数値目標等をこの度掲げることになりました。31年度をひとつの目途といたしまして、子ども教室は小学校数の70%以上設置、数で言いますと10か所以上という感じになると思うんですけれども、それと子ども教室と児童クラブの一体型教室を3か所以上整備することを目指したいと思っております。今現在、子ども教室ですが市内に7か所ございまして、うち五色地区の鮎原を除く4か所は児童クラブがない関係で、それを補う形で平日5日、年間250日程度開催しております。あと3つは、洲本地区にございましてそれは週1回、平日1回で、地域の方の指導の下、様々な学習や体験のプログラムを深く体験すると、活動するというような中身になっております。一体型ってなかなかイメージにしにくいと思うんですけれども、イメージとしましては、ひとつの校区に児童クラブと放課後子ども教室の両方を設置します。1階部分に、という言い方が正しいかわかりませんが、児童クラブ、共働きの家庭対象の児童クラブがありまして、そこに週1回放課後子ども教室を重ねていくというか、そういったイメージになります。放課後子ども教室は共働き世帯に限らずすべての児童が対象です。当然、保険加入の関係もあって登録制になるんですけども、そういうしぼりがございませんですべての児童が対象になります。ですから放課後子ども教室を今現在は週1回という形なんですけれども、週1回とはいえその校区の子ども達がより放課後を豊かな環境で活動ができるのかな、と。で児童クラブの子ども達も週1回の放課後子ども教室には自由に行きたい子は参加できますよ、とそういったところで、児童クラブの子は週6日、自由遊びをしたりとか、宿題をしたりとか過ごす中で、週1回そういう学習や体験プログラムを他の子ども達と一緒に体験する、そういう場が提供できます。そういった形でこれからこの二つの事業を各校区に、少しずつ一体的な運営を進めていきたいという風に考えております。

15ページの表をご覧ください。今年度はこども教室、新規で加茂校区に開設しました。そこにはすでに児童クラブ加茂がございまして、そこと現在連携をしております。実際、火曜日だけ加茂公民館で希望する子どもたちが行っておりまして、連携しております。また洲本第三小学校区においても連携を図っております。来年度ですけれども、先ほどの7ページの説明にもありましたように、中川原校区に児童クラブが再開されるということになっておりまして、子ども教室も中川原の方にはございましてここでは一体的な運営を来年の4月からスタートできるように、今スタッフレベルでも協議を重ねているところです。ここまでは、子ども教室の設置数としては変わらないんですけども、29年度からは1年毎に子ども教室を新規でひとつずつ開設します。それらは、児童クラブと一体的な運営を進めていこうというふうに考えております。こういった形でひとつずつ一体型が増えていくというような事で、目標としましては、当然、洲本市内すべての13校区で児童クラブと子ども教室の一体的運営というのを健康福祉部と教育委員会で目指していきたいと考えております。ただ、あくま

で目標ということではあるんですが、児童クラブの方も校区によって偏りもありますし、福祉部局の方でこれからそちらの方の整備をすすめていくのに歩調を合わせる感じで教育委員会の方も子ども教室と一体型の施設を作っていきたいなという風に考えております。ただ先ほども出てきましたが、学校の方、やはり子どもたちの安全という部分を考えますと、学校に近い所、できれば学校敷地内でそういった場所が確保できたらなというのがあるんですけども、洲本市内の小学校、今現在、余裕教室、空き教室というのはほとんどない状態です。中川原については、ちょっと違う、教室ではなくてスペースが確保できたので、来年度の4月からそこを使ってということになるんですけども、今現在そういった状況ですので、今後その辺を、場所の確保も含めて少しずつ進めていけたらなという風に思っております。駆け足で説明させていただきましたが、行動計画については以上です。

松山会長：ありがとうございます。報告事項につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

豊島委員：放課後子ども教室の7つある教室の種類というか、どういうクラブがあるのか教えてもらっていいですか。

事務局：場所ですか。

豊島委員：場所とか。

事務局：一応校区ごとにあるんですけども、洲本第三校区にはすさん教室というのがあって、加茂には加茂教室があります。ハンドブックの64ページにあります。

豊島委員：この内容が自由遊びとか英語教室とか。

事務局：そうですね。基本的には色々な地域の指導者の方に講師という形で来ていただいて、子どもたちと約2時間、様々な活動や交流をしております。

平成14年か15年ぐらいに文科省でやりだした、伝統こども教室というものがスタートだったと思います。その時には安平公民館で英会話とか、児童センター、社会福祉協議会の中で日舞とか、今の交流センター、勤労センターの方でも日舞も取り組んだ事があるんですけど。それが、毎週1回ぐらいだったと思うんですけど。その部分の1週間に1回学びの場を提供するという形で旧の洲本の方は事業をすすめているんですけど、五色の方は5つのうち1つしか放課後児童クラブがない中で4つの地域については、子ども教室はあるけれども、なるだけ預かり保育も含めた形で、年間250日の預かりをしながら、教育の、学びの場を提供していくという形をとっています。

豊島委員：須恵先生、あそこはまた違う？

須恵委員：また別です。

豊島委員：どう違うの。

須恵委員：教育委員会と福祉課の違い。

事務局：放課後児童クラブは、基本的には保育という形で放課後児童クラブは運営してまですの
で、共働きの世帯の方を中心というか、そういう方向けに放課後の時間を今のところ午後6時まで公立の施設ではお預かりをしております。子ども教室の方は基本的には週1回の開催をしまして、体験学習の形を取っている。全小学校の生徒が参加できるという形で、何年か前に、児童クラブに通ってる子と、児童クラブに通ってない子が小学校終わったら、すぐわかれてしまう。全く友達同士が学校で遊ぶ事もできない。そういうので、もっと交流させようという事で、交流事業みたいなのをやりなさいということで、それは1年だったんですけども、児童クラブで、今でいう一体型のような形ですね。児童クラブで孤立している子どもたちと、児童クラブを利用しなくても親がみてくれる環境にある、学校で4時までのびのび遊べる子と、そこを子ども同士も遊べる場を提供しようというのがあったんですけど、それをこういうプランで、一体型でやれば、学童にやむなく行かなければならない子と、学童の世話にならなくても、親の支援もあるし、帰ったら親もいるという子ども達が一緒に仲良くできるような事ができる事を目指そうというのがこういう計画でしっかり形になってきた。子ども教室と児童クラブがわからないという部分があるんですけど、子ども教室は教育なので、学びの場ですね。

藤井委員：児童クラブは保育所の延長というイメージを持っていただいたらいいのかな。対象が保育に欠ける児童、小学生、ということになるんですね。子ども教室については社会教育という風なイメージを持っていただいて、何とか教室、書道教室であるとか、英語教室、イベントやりますからからみんな寄っといで、みたいなイメージを持っていただけたらいいんですが、おわかりいただけますか。

事務局：小学校1年生とか2年生、1年の壁とか3年の壁なってくるんですけど、家に帰っても一人ということになったら危険な状況なので、それについては行政が福祉サービスとして、行政としてしなさいということで、保育園と一緒にですね。誰も見る人がいない、一人で置いとけるかという置いとけない、という形で取り組む事業なんですけど、子ども教室は家に帰ったら誰かが自分をみてくれる環境があるんですけど、教育なので放課後も少し学びの場も、そこで終わるのではなしに、地域のボランティアであったり、地域力をつける意味でもあるんですけど、教育的な部分で放課後、学校の中

でなしに、外に出てでも生涯学習の中で経験の場、教育の場を提供していこうという形で。

三倉委員：ちなみに子ども教室、第三だったら第三の子限定ですか。地域の子どもという書き方ってそういうことですか。たとえば、第三の子が加茂のプログラムがいいからって遊びには行けない。学校の地域ってこと。

事務局：放課後ですので、基本的に校区で。すべての校区を開設を目指しているんです。

戸江副会長：一体型についてのイメージは、今の学童保育の保育に欠ける子ども、必要とする子どもが、この度30人、40人、50人。で、必ずしも保育に欠けない子どもで子ども教室を体験させたい、親がそう思う。それは具体的には放課後の時間帯ですけども、それが10人ほどいるとしましたら、具体的にどうなんですか。いつときだけ一緒に活動するんですか。

事務局：放課後子ども教室は週に1回ですので、児童クラブの子ども達は平日5日のうち、たとえば水曜日だけ子ども教室に参加するという事で、子どもたち下校するのが3時ぐらいですね、3時にその子ども教室をする場所に集まってきます。3時から5時っていうのがだいたい放課後子ども教室の時間帯ですので、5時まで一緒に活動、体験をします。5時になったら、子ども教室の子ども達は、保護者がお迎え等で帰宅します、児童クラブの子どもたちは、今は6時まで預かってますので、5時から6時の1時間は児童クラブの部屋に戻ってゆっくり過ごすというように形になります。スタッフの方も、児童クラブの方は専任の指導員がいるんですけど、子ども教室は、有償なんですけど、地域ボランティアの方々というようなところで、そこのスタッフレベルの協力というか、連携してというところ、そういった運営の形になろうかと思えます。

戸江副会長：特に学童保育の方の指導員の研修といいますか、とても大事だと思うんですけども、具体的には展開、行われているんでしょうか

事務局：資格の取得については、新制度で放課後児童支援員の資格が、今年9月に淡路の方で研修実施の要望を出しています。その有資格者を5年以内に、1クラブに1人必ずおきなさいということで。その資格は、幼稚園や保育園などの免許を持ってない人でも2年経験すれば、研修受講資格を持つ事ができるんですね。その研修については、16科目ぐらい、聞いて、グループワーキングもあるんですが、そういうことをしていただくような研修があります。

児童クラブの1日の流れは、放課後終わったら子どもが帰ってくる。おかえり言うて、宿題のさせる時間帯を、宿題を見るとか塾機能を持たないので、させる時間をつくってあげて、終わったら外に行く子、中でおもちゃで遊ぶ子、それぞれお母さんお父さ

んが迎えにくるまでを安全に保育するという形になる。その中には遊びのプログラムも、教育まではいかないんですが必要なので、県の研修などで学んでいる。児童クラブの指導員として子どもを、夏休みとかなれば8時から6時まで10時間も預かるような形になるので、一概にだらだら遊ぶだけでは子どもも時間がもたないので、色々な遊びを、できればこういう一体型の部分で教育の部分も取り入れたら学びの知識もつくし、地域の方との距離も、孤立するのではなしに、開放もできるのかなということで、教育委員会とできるだけ密に話している。一体的にできれば、指導員も2人いるところが2つ集まれば、4人に、倍になりますので、そこをうまく交流の場みたいな形で取り組んでいけたらと思います。

戸江副会長：疑問なんですけど、何で子ども教室、週1回なんですかね。

事務局：子ども教室の方は全国的にいうと平均で100日ぐらいと言われてるんですが、仮にじゃあ、平日5日間子ども教室をしましょうとなった時に、児童クラブと全く同一のものを提供する形になりますよね。一方は共働きの世帯に限ります、一方はみな来れますよ。で、同じ形態になってしまうのも具合が悪いところもあると思います。で、あくまで子ども教室は教育委員会、教育分野の事業ですので、様々な学習や学びの機会を、で、正直今、週1回ですけれども、それが5日ということになると、まず地域の指導者の人とかプログラムの充実と言っても正直なかなか厳しいところもあるのかな、と。ですから1か所で4日、5日するというよりも、開設する校区を確実に増やして行って、すべての市内の子ども達にそういう機会を作っていけたらと思っております。

松山会長：ありがとうございます。他に何かご質問ありますでしょうか。僕から質問するのもあれなんですけれども、特定地域型保育事業者の確認で3か所の事業所が確認されていますが、何人ぐらいの子どもさんが通われていますか。

事務局：3施設あわせて10名弱。

松山会長：その子どもたちそれぞれ地域型給付が出されてるという意味合いで考えてよろしいですか。

事務局：はい。

松山会長：わかりました。ありがとうございます。

戸江副会長：洲本市から10名。

事務局：そうです。洲本市から10名です。南あわじ市からもいらっしゃいます。

松山会長：基本的にはその従業員の方っていう。

事務局：洲本市から利用するのは従業員。地域のお子さんが行けるのは、その所在地の子どもさんに限られているかと思います。

松山会長：ありがとうございます。他にございますでしょうか。他にないようでしたら、以上を持ちましてこれで本日の会議を閉会といたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。長らくのご審議どうもありがとうございました。次はいつぐらい。

事務局：次は事業の評価をしますので、できるだけ、27年度数値ですね、各事業実施主体に調査させてもらって、それが吸いあがってできるだけ、年度の前半で会議を持たせてもらったらな、と思っております。何月かと言うのはまだ言えないですけど、できるだけ早く、実績数値とか方向性を全部集約して会議に諮りたいなと思っておりますので、また調整させていただきます。

松山会長：ありがとうございます。次の会議につきましては27年度が終了して、きちっと整理が出来てからまたみなさんの日時の方お伺いさせていただきますということでもよろしく願いいたします。特にあと事務局何かございますでしょうか。それではこれで子ども・子育て会議の方を終了させていただきます。どうもありがとうございます。お疲れさまでございました。

7. 閉会

以上